

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第24号

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(貸付け)</p> <p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、<u>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律</u>（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、<u>農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律</u>（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）その他の法令の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付ける。</p> <p>(経営等改善資金の種類等)</p> <p>第2条 県の貸し付ける経営等改善資金の種類及び貸付けの対象費用並びに1沿岸漁業従事者等ごと<u>及び1認定中小企業者ごとの</u>貸付金の限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。</p>	<p>(貸付け)</p> <p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、<u>沿岸漁業改善資金助成法施行令</u>（昭和54年政令第124号）及び<u>沿岸漁業改善資金助成法施行規則</u>（昭和54年農林水産省令第22号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより沿岸漁業従事者等に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付ける。</p> <p>(経営等改善資金の種類等)</p> <p>第2条 県の貸し付ける経営等改善資金の種類及び貸付けの対象費用並びに1沿岸漁業従事者等ごとの貸付金の限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。</p>																
<table border="1"><thead><tr><th>経営等改善資金の種類</th><th>貸付けの対象費用</th><th>貸付金の限度額</th><th>償還期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 略</td><td>略</td><td>略</td><td>7年以内（ 据置期間1 年以内を含 む。）。た だし、<u>農商 工等連携促 進法第13条 第2項に規 定する資金</u></td></tr></tbody></table>	経営等改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間	1 略	略	略	7年以内（ 据置期間1 年以内を含 む。）。た だし、 <u>農商 工等連携促 進法第13条 第2項に規 定する資金</u>	<table border="1"><thead><tr><th>経営等改善資金の種類</th><th>貸付けの対象費用</th><th>貸付金の限度額</th><th>償還期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 操船作業省力化機器等設置資金</td><td>(1) 自動操だ装置の設置費用 (2) 遠隔操縦装置の設置費用 (3) レーダーの設置費用 (4) 自動航跡</td><td>500万円（自動操だ装置を設置する場合にあっては1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあっては1台につき50万円、レーダー</td><td>7年以内（ 据置期間1 年以内を含 む。）</td></tr></tbody></table>	経営等改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間	1 操船作業省力化機器等設置資金	(1) 自動操だ装置の設置費用 (2) 遠隔操縦装置の設置費用 (3) レーダーの設置費用 (4) 自動航跡	500万円（自動操だ装置を設置する場合にあっては1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあっては1台につき50万円、レーダー	7年以内（ 据置期間1 年以内を含 む。）
経営等改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間														
1 略	略	略	7年以内（ 据置期間1 年以内を含 む。）。た だし、 <u>農商 工等連携促 進法第13条 第2項に規 定する資金</u>														
経営等改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間														
1 操船作業省力化機器等設置資金	(1) 自動操だ装置の設置費用 (2) 遠隔操縦装置の設置費用 (3) レーダーの設置費用 (4) 自動航跡	500万円（自動操だ装置を設置する場合にあっては1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあっては1台につき50万円、レーダー	7年以内（ 据置期間1 年以内を含 む。）														

			<u>の貸付けを受ける場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)</u>	<u>「機器等」といいう。)の設置に必要な資金</u>	<u>記録装置の設置費用</u> <u>(5) GPS受信機(グローバルポジショニングシステムを利用する衛星測位装置をいう。以下同じ。)の設置費用</u>	<u>一を設置する場合にあっては1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあっては1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合にあっては1台につき130万円)</u>	
2 略	略	500万円(動力式釣り機を設置する場合にあっては1セットにつき <u>80万円</u> 、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあっては1台につき <u>120万円</u> 、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあっては1台につき <u>120万円</u> 、漁業用ソナーを設置する場合にあつ	<u>7年以内(据置期間1年以内を含む。)ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイ</u>	2 漁ろう作業省力化機器等設置資金 <u>動力式釣り機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金</u>	(1) 動力式釣り機の設置費用 <u>(2) ラインホーラー等の揚縄機の設置費用</u> <u>(3) ネットホーラー等の揚網機の設置費用</u> <u>(4) 漁業用ソナーの設置費用</u> <u>(5) カラー魚群探知機の設置費用</u>	500万円(動力式釣り機を設置する場合にあっては1セットにつき <u>180万円</u> 、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあっては1台につき <u>120万円</u> 、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあっては1台につき <u>120万円</u> 、漁業用ソナーを設置する場合にあつ	7年以内(据置期間1年以内を含む。)

		<p>ては1台につき500万円、カラ一魚群探知機を設置する場合にあっては1台につき150万円、海水冷却装置を設置する場合にあっては1台につき180万円、巻取りワインチを設置する場合にあっては1台につき70万円（知事が定める者については、300万円）、放電式集魚灯を設置する場合にあっては1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合にあっては1台につき400万円）</p> <p><u>才燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）</u></p>		<p>(6) 海水冷却装置の設置費用 (7) 巷取りワインチの設置費用 (8) 放電式集魚灯の設置費用 (9) 漁業用クレーンの設置費用</p>	<p>ては1台につき500万円、カラ一魚群探知機を設置する場合にあっては1台につき150万円、海水冷却装置を設置する場合にあっては1台につき180万円、巻取りワインチを設置する場合にあっては1台につき70万円（知事が定める者については、300万円）、放電式集魚灯を設置する場合にあっては1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合にあっては1台につき400万円）</p>
3 略	略	<p>略</p> <p><u>7年以内（据置期間1年以内を含む。）ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金</u></p>	<p>3 補機関等駆動機器等設置資金</p> <p>前2号に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器</p>	<p>(1) 補機関（動力取出し装置付き推進機関を含む。）の設置費用 (2) 油圧装置の設置費用</p>	<p>500万円（補機関（動力取出し装置付き推進機関を含む。）を設置する場合にあっては1台につき400万円、油圧装置を設置する場合にあつ</p> <p>7年以内（据置期間1年以内を含む。）</p>

			<u>の貸付けを受ける場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)</u>	<u>等の設置に必要な資金</u>	<u>では1台につき100万円)</u>	
4 略	略	2,500万円(漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあっては1台につき2,400万円、定速装置を設置する場合にあっては1台につき120万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイ	4 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機関その他の漁船に設置される機器等であって、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	(1) 漁船用環境高度対応機関の設置費 (2) 定速装置の設置費用 1,300万円(漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあっては1台につき1,200万円、定速装置を設置する場合にあっては1台につき120万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)

			<u>才燃料法第 10条に規定 する資金の 貸付けを受 ける場合に あっては9 年以内（据 置期間1年 以内を含む。）</u>				
5 略	略	略	<u>4年以内（ 据置期間2 年以内を含 む。）。た だし、農商 工等連携促 進法第13条 第2項に規 定する資金 の貸付けを 受ける場合 にあっては 5年以内（ 据置期間3 年以内を含 む。）、農 林漁業バイ 才燃料法第 10条に規定 する資金の 貸付けを受 ける場合に あっては5 年以内（据 置期間2年</u>	5 新養殖技術 導入資金 知事が定め る基準に基づ き、知事が定 める種類に属 する水産動植 物の養殖の技 術（以下「養 殖技術」とい う。）又は知 事が定める養 殖技術を導入 する場合にお いて、当該技 術により水產 動植物の養殖 を行うのに必 要な資金	(1) 養殖施設 の設置費用 (2) 種苗の購 入費用又は生 産費用 (3) 飼料の購 入費用	400万円	4年以内（ 据置期間2 年以内を含 む。）

			以内を含む。)				
6 略	略	略	10年以内（ 据置期間3 年以内を含 む。）。た だし、農商 工等連携促 進法第13条 第2項に規 定する資金 の貸付けを 受ける場合 にあっては 12年以内（ 据置期間5 年以内を含 む。）、農 林漁業バイ オ燃料法第 10条に規定 する資金の 貸付けを受 ける場合に あっては12 年以内（据 置期間3年 以内を含む。）	6 資源管理型 漁業推進資金 知事が定め る基準に基づ き、水産資源 の管理に関する 取決めを締 結して水産資 源を合理的かつ 総合的に利 用する漁業生 産方式の導入 (当該漁業生 産方式の導入 と併せ行う水 産物の合理的 な加工方式の 導入を含む。) を行うために 必要な機器等 の購入又は設 置に必要な資 金	(1) 水産資源 の管理に関する 取決めに基 づき、資源管 理措置(漁具・ 漁法の制限、 操業時間又は 期間の制限、 禁漁区域の設 定、体長制限 等の設置をい う。以下同じ) を実施するの に必要な改良 漁具、漁法転 換用漁具、漁 ろう機器等の 購入費用又は 設置費用 (2) (1)と併 せて、低利用・ 未利用資源の 開発・利用措 置と漁獲物の 付加価値の向 上措置を行う 場合における 次に掲げる費 用 ア 低利用・ 未利用資源 の開発・利 用を行うの	1,200万円	10年以内（ 据置期間3 年以内を含 む。）

					に必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 イ 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚の出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置費用		
7 略	略	略	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては	7 環境対応型養殖業推進資金 知事が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産工程を総合的に改善する漁業生産方式	漁場の保全に関する取決めに基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用 (1) 養殖漁場	2,000万円（持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第5条第2項に規定する認定漁場改善計画に基づく取組以外の取組にあっては1,200万円）	10年以内（据置期間3年以内を含む。）

12年以内（
据置期間5
年以内を含
む。）、農
林漁業バイ
オ燃料法第
10条に規定
する資金の
貸付けを受
ける場合に
あっては12
年以内（据
置期間3年
以内を含む。）

の導入を行う
ために必要な
機器等（資材
を含む。）の
購入又は設置
に必要な資金

の環境の悪化
防止を目的と
して投餌の内
容・量・方法
の改善を行う
のに必要な造
粒機、自動給
餌機、飼料倉
庫等の購入費
用又は設置費
用

(2) 養殖魚の
安全性の確保
を目的として
漁網防汚剤を
使用しないで
養殖を行うの
に必要な高耐
波性いけす、
金網いけす、
自動網いけす
洗浄機、付着
物駆除用生物
培養器、酸素
供給装置、水
流発生装置、
ばつ気装置等
の設置費用

(3) (1)又は
(2)に関連し
て必要な餌料
成分分析機、
水質・底質測
定機、残留検

8～14 略			

2 略
3 略

青年漁業者等養成確保資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間
1・2 略			
3 略	略	略	10年以内（据置期間3年以内を含む。）ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては12年

8～14 略			

2 略
3 県の貸し付ける青年漁業者等養成確保資金の種類及び貸付けの対象費用並びに1沿岸漁業従事者等ごとの貸付金の限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。

青年漁業者等養成確保資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間
1・2 略			
3 漁業経営開始資金	知事が定める基準に基づき、沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用（漁船の建造、取得又は改造の費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等（知事が定める費用	知事が定める団体が経営を開始する場合にあっては当該団体の構成員である青年漁業者1人又は当該団体1につき5,000万円、その他の者が経営を開始する場合にあっては青年漁業者1人又	10年以内（据置期間3年以内を含む。）

		<u>以内（据置期間3年以内を含む。）</u>		
4 略			必要な資金を除く。）をいう。）	は青年漁業者が組織する団体1につき2,000万円（1の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあっては、800万円）

4 略

(貸付金の合計の限度額)

第3条 1 沿岸漁業従事者等ごと及び1認定中小企業者ごとの貸付金の合計の限度額は、5,000万円とする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるとときは、別に限度額を定めることができる。

(連帯保証人及び担保)

第5条 略

2 貸付けを受けようとする者が団体である場合には、その構成員のうち当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあっては、当該団体の理事等）が当該団体の連帯保証人となるものとする。

3～5 略

(貸付けの申請)

第6条 貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書（第1号様式）に知事が別に定める書類を添えて、その住所地（貸付けを受けようとする者が認定中小企業者である場合にあっては、認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等の住所地）を地区内に含む水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

2 略

(借用証書)

第8条 略

		<u>以内（据置期間3年以内を含む。）</u>		
4 略			必要な資金を除く。）をいう。）	は青年漁業者が組織する団体1につき2,000万円（1の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあっては、800万円）

4 略

(貸付金の合計の限度額)

第3条 1 沿岸漁業従事者等ごとの貸付金の合計の限度額は、5,000万円とする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、別に限度額を定めることができる。

(連帯保証人及び担保)

第5条 略

2 貸付けを受けようとする者が沿岸漁業の従事者の組織する団体である場合には、その構成員のうち当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあっては、当該団体の理事等）が当該団体の連帯保証人となるものとする。

3～5 略

(貸付けの申請)

第6条 貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書（第1号様式）に知事が別に定める書類を添えて、その住所地を地区内に含む水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

2 略

(借用証書)

第8条 前条の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、知事の指定す

(支払の猶予の決定等)

第11条 略

る日までに沿岸漁業改善資金借用証書（第2号様式）を漁協及び香川県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

(支払の猶予の決定等)

第11条 法第10条の規定による償還金の支払の猶予を申請しようとする者は、沿岸漁業改善資金支払猶予申請書（第4号様式）に知事が指定する者の証明書を添えて、支払期日の30日前までに漁協及び信漁連を経由して知事に提出しなければならない。

第1号様式（第6条関係）

漁業協同組合受付	年 月 日
----------	-------

沿岸漁業改善資金貸付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所

氏名 (団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

印

次のとおり沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたいので、申請します。

資金の種類	償還期間	据置期間	資金交付希望年月日		資金を借り受けようとする事業		申請額
			事業量	事業費	事業量	事業費	
年	年	年 月 日		千円	千円		

連 帶 保 証 人		
住 所	氏 名	申請者との関係

担 保 物 件											

債 還 計 画													
債 還 月 日	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	計
	償還額	償還額	償還額	償還額									
月 日	千円	千円	千円	千円									

団 体 の 概 要

名 称			
主たる事務所の所在地			
構 成 員 数			
事 業 の 概 要			
設 立 年 月 日	年 月 日		
役 員	役職名	氏 名	住 所
資本金の額又は出資の総額	千円		
常時使用する従業者数	人		

注1 資金の種類とは、第2条の表に掲げる経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類をいう。

2 債還計画は、据置期間がある場合には、据置期間に当たる年の債還額の欄に斜線を引くこと。

3 団体の概要は、申請者が団体である場合に記載すること。

第1号様式（第6条関係）

漁業協同組合受付	年 月 日
----------	-------

沿岸漁業改善資金貸付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所

氏名 (団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

印

次のとおり沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたいので、申請します。

資金の種類	償還期間	据置期間	資金交付希望年月日		資金を借り受けようとする事業		申請額
			事業量	事業費	事業量	事業費	
年	年	年 月 日		千円	千円		

連 帶 保 証 人		
住 所	氏 名	申請者との関係

債 還 月 日	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	計
	債還額	千円									
月 日											

団 体 の 概 要		
名 称		
主たる事務所の所在地		
構 成 員 数	人	
事 業 の 概 要		
設 立 年 月 日	年 月 日	
役 員	役職名	氏 名
資本金の額又は出資の総額	千円	
常時使用する従業者数	人	

注1 資金の種類とは、第2条の表に掲げる経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類をいう。

2 債還計画は、据置期間がある場合には、据置期間に当たる年の債還額の欄に斜線を引くこと。

3 団体の概要は、申請者が団体である場合に記載すること。

第2号様式（第8条関係）

收入印紙

漁業協同組合受付	年月日
香川県信用漁業協同組合連合会受付	年月日
貸付決定	番号 第号 年月日 年月日

沿岸漁業改善資金借用証書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名 (団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

次のとおり沿岸漁業改善資金を借用しました。については、香川県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借受金を支払期日までに相違なく償還することを確約します。

資金の種類										
借受者の氏名 又は名称				住 所						
借 受 金 額		第1回			年	月	月	月	月	日 円
	千円	第2回			年	月	月	月	月	千円
償 還 期 限		第3回			年	月	月	月	月	千円
		第4回			年	月	月	月	月	千円
年 月 日	及び 債還額	第5回			年	月	月	月	月	千円
		第6回			年	月	月	月	月	千円
		第7回			年	月	月	月	月	千円
		第8回			年	月	月	月	月	千円
		第9回			年	月	月	月	月	千円
		第10回			年	月	月	月	月	千円
		第11回			年	月	月	月	月	千円
		第12回			年	月	月	月	月	千円

上記資金の借受けにつき、次の連帯保証人は、香川県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借受者と連帯して借受金を支払期日までに相違なく償還することを確約いたします。

連 帶 保 証 人			
氏 名	印	住 所	

注1 資金の種類とは、第2条の表に掲げる経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類をいう。

2 借受者及び連帯保証人の押印する印は、実印を用い、かつ、当該印鑑が登録のしてある印鑑である旨の証明書を添付すること。

第2号様式（第8条関係）

収入印紙
ちょう付欄

漁業協同組合受付		年 月 日
香川県信用漁業協同組合連合会受付		年 月 日
貸付決定	番号	第 号
	年 月 日	年 月 日

沿岸漁業改善資金借用証書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名 (団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

次のとおり沿岸漁業改善資金を借用しました。については、香川県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借受金を支払期日までに相違なく償還することを確約します。

上記資金の借受けにつき、次の連帯保証人は、香川県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借受者と連帯して借受金を支払期日までに相違なく償還することを確約します。

連 帶 保 証 人			
氏 名	印	住 所	

注1 資金の種類とは、第2条の表に掲げる経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類をいう。

2 借受者及び連帯保証人の押印する印は、実印を用い、かつ、当該印鑑が登録のしてある印鑑である旨の証明書を添付すること。

裏面
沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 略

(1)・(2) 略

(3) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。

(4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。

(5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

(6) 乙が甲に対して数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。

(7) この借受金により改良され、又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。

(8)・(9) 略

第2条～第9条 略

裏面
沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、香川県（以下「甲」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合は、支払期日前に直ちに債務の全部又は一部を弁済しなければならない。

(1)・(2) 略

(3)・(4) 略

第2条～第9条 略

第4号様式（第11条関係）

漁業協同組合受付	年 月 日
香川県信用漁業協同組合連合会受付	年 月 日

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

香川県知事 殿

借受人 住 所
氏 名 (団体にあっては、その)
名称及び代表者の氏名 ㊞

年 月 日貸付決定番号第 号で借り受けた沿岸漁業改善資金の償還金について、次のとおり支払の猶予を受けたいので申請します。

資 金 の 種 類		借 受 金 額		千円
		償 還 年 月 日	償 還 額	
現在の償還方法	第1回	年 月 日	千円	
	第2回	年 月 日	千円	
	第3回	年 月 日	千円	
	第4回	年 月 日	千円	
	第5回	年 月 日	千円	
	第6回	年 月 日	千円	
	第7回	年 月 日	千円	
	第8回	年 月 日	千円	
	第9回	年 月 日	千円	
	第10回	年 月 日	千円	
	第11回	年 月 旦	千円	
	第12回	年 月 日	千円	
希望する償還方法	償 還 年 月 日	償 還 額		
	第1回	年 月 日	千円	
	第2回	年 月 日	千円	
	第3回	年 月 日	千円	
	第4回	年 月 日	千円	
	第5回	年 月 日	千円	
	第6回	年 月 日	千円	
	第7回	年 月 日	千円	
	第8回	年 月 日	千円	
	第9回	年 月 日	千円	
	第10回	年 月 日	千円	
	第11回	年 月 旦	千円	
	第12回	年 月 日	千円	
支 払 猶 予 を 受 け よ う と す る 理 由				

注1 資金の種類とは、第2条の表に掲げる経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類をいう。

2 支払猶予を受けようとする理由の欄は、災害、死亡、疾病又は負傷による状況を記載すること。

第4号様式（第11条関係）

漁業協同組合受付	年 月 日
香川県信用漁業協同組合連合会受付	年 月 日

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

香川県知事 殿

借受人 住 所
氏 名 (団体にあっては、その)
名称及び代表者の氏名 ㊞

年 月 日貸付決定番号第 号で借り受けた沿岸漁業改善資金の償還金について、次のとおり支払の猶予を受けたいので申請します。

資 金 の 種 類		借 受 金 額		千円
		償 還 年 月 日	償 還 額	
現在の償還方法	第1回	年 月 日	千円	
	第2回	年 月 日	千円	
	第3回	年 月 日	千円	
	第4回	年 月 日	千円	
	第5回	年 月 日	千円	
	第6回	年 月 日	千円	
	第7回	年 月 日	千円	
	第8回	年 月 日	千円	
	第9回	年 月 日	千円	
	第10回	年 月 日	千円	
	第11回	年 月 旦	千円	
	第12回	年 月 日	千円	
希望する償還方法	償 還 年 月 日	償 還 額		
	第1回	年 月 日	千円	
	第2回	年 月 日	千円	
	第3回	年 月 日	千円	
	第4回	年 月 日	千円	
	第5回	年 月 日	千円	
	第6回	年 月 日	千円	
	第7回	年 月 日	千円	
	第8回	年 月 日	千円	
	第9回	年 月 日	千円	
	第10回	年 月 日	千円	
	第11回	年 月 旦	千円	
支 払 猶 予 を 受 け よ う と す る 理 由				

注1 資金の種類とは、第2条の表に掲げる経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類をいう。

2 支払猶予を受けようとする理由の欄は、災害、死亡、疾病又は負傷による状況を記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。